

平成23年度及び平成24年度琴浦町測量業務等指名競争入札参加資格申請手続等について

平成23年度及び平成24年度において町が発注する測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタントの業務（以下「測量等業務」という。）の一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものを除く。以下同じ。）又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その審査申請手続等について次のとおり定める。

1 入札参加資格

入札参加資格は、入札への参加を希望する測量等業務の種別（別表に定めるところによる。以下「希望業種」という。）ごとに、次に掲げる要件を満たす者に対して付与する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成20年4月1日から入札参加資格の申請をする日（以下「申請日」という。）までの間に、希望業務に係る業務を完了し、成果品を納入した実績があること。
- (3) 2の(1)のロからシに定める納税証明書に滞納税額がないこと。
- (4) 2の(1)により提出する書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (5) 次に掲げる登録を受けていること。

ア 希望業種のうち測量業務の入札参加資格を希望する者にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による測量業者としての登録

イ 希望業種のうち建築関係建設コンサルタント業務の入札参加資格を希望する者にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による建築士事務所の登録

ウ 希望業種のうち補償関係コンサルタント業務の不動産鑑定の入札参加資格を希望する者にあつては、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項の規定による不動産鑑定業者の登録

2 申請手続

(1) 提出書類

- ア 測量等業務入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 総括表（様式第2号）
- ウ 登録営業所一覧表（様式第3号）
- エ 測量等実績調書（様式第4号）並びに当該調書に記載した業務に係る契約書及び同契約が完了したことを証する書類
- オ 法人にあつては平成21年10月1日の属する営業年度（以下「直前1年」という。）の貸借対照表、損益計算書、及び利益処分（損失処理）に関する書類、個人にあつては直前1年の貸借対照表及び損益計算書
- カ 法人にあつては、商業登記簿の謄本又は当該法人の登記事項証明書、個人にあつては、当該個人の住民票の抄本（申請日3月以内に発行されたものに限る。）
- キ 1の（5）に掲げる登録をしている場合にあつては、その登録の証明書
- ク 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の登録を受けている場合にあつては、申請日において最新の建設コンサルタント現況報告書（同告示様式第17号）のホに確認印を受けた複本の写し
- ケ 入札参加等の権限の委任状（年間委任の場合に限る。）
- コ 県内に主たる事務所を有する者及び県外に主たる事務所を有し県内に事務所又は事業所を有する者のうち、法人にあつては法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。サにおいて同じ。）に未納がないことを証する納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（以下「第9号書式」という。）その3の3）並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含む、地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書、個人にあつては所得税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。サにおいて同じ。）に未納がないことを証する納税証明書（第9号書式その3の2）並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含む、個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書（いずれも平成19年4月1日から申請日までの間に交付されたものに限る。）
- カ コに該当する者のうち、琴浦町内に主たる事務所を有する者及び営

業所又は事業所を有する者にあつては、琴浦町に未納がないことを証する納税証明書（平成19年4月1日から申請日までの間に交付されたものに限る。）

シ コに該当しない者のうち、法人にあつては法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書（第9号書式その3の3）、個人にあつては所得税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書（第9号書式その3の2）（いずれも平成19年4月1日から申請日までの間に交付されたものに限る。）

※ 入札参加等の権限を有する本店又は事務所（営業所）が琴浦町内にある者については、カ、コ、サ及びシの書類は、原本で提出することとする。これに該当しない者については、写しでの提出でも可とするが、ただし、カラーコピーでの提出は認めない。

（2）提出期間及び時間

次に掲げる期間及び時間とする。

平成22年12月1日（水）から平成23年2月28日（月）の日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで

（3）提出方法

（4）の提出先に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者（以下「信書便事業者」という。）による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出すること。

（4）提出先

琴浦町企画情報課入札・検査係（〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591-2 電話0858-52-1708）

3 更生会社又は再生会社の入札参加資格

平成21年10月1日以後に会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日として入札参加資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に入札参加資格が付与されているときは、入札参加資格の再認定を申し出なければならない。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を付与された日から平成25年3月31日（次に掲げる場合にあつては、それぞれに定める日）までとする。

- (1) 入札参加資格を付与された者が、1に掲げる要件のいずれかに該当しないことになった場合にあつては、町長が当該事実を確認した日の前日
- (2) 平成25年度及び平成26年度の測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタントの業務の入札参加資格、その審査申請手続等が平成25年2月1日までに告示されない場合にあつては、当該告示の日から起算して60日を経過した日